

墨田区議会政務調査費の交付に関する条例 の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

地方自治法の一部改正（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日一部施行）により、政務調査費の名称及び交付目的が改められるとともに、その経費の範囲を区の条例で定めることとされることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正概要

- (1) 政務調査費の名称が「政務活動費」に改められることに伴い、条例の題名及び引用条項の規定整備を行う。
- (2) 政務調査費の交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められることに伴い、所要の規定整備を行う。
- (3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされることに伴い、当該経費及びその内容を定める。

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研 修 費	会派が行う研修会、講演会、研究会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会、研究会等への所属議員及び会派の調査研究を補助する職員の参加に要する経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な資料の購入に要する経費
広 報 広 聴 費	会派が行う会派の調査研究活動及び議会活動、区の政策等の区民への周知並びに区民の意見、要望等の聴取及び区民相談等の活動に要する経費
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	会派が行う要請及び陳情活動に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動の補助を目的として雇用する者に係る経費

- (4) 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

3 施行期日

平成25年3月1日